

経 済 産 業 省

20160301商局第1号

主任技術者制度の解釈及び運用（内規）の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月22日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之



主任技術者制度の解釈及び運用（内規）の一部を改正する規程

主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（20150406商局第5号）の一部を別紙の
新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、平成28年3月22日から施行する。